

## 第八管区海上保安本部 公示 第 1 号

水路業務法（昭和25年法律102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年 1月12日

第八管区海上保安本部長

榎本 雄太（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - (1) 名称 海上保安学校
  - (2) 住所 京都府舞鶴市長浜2001番地
  
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - (1) 区域 舞鶴港第3区（別添付図参照）
  - (2) 期間 令和5年1月23日から令和5年1月27日まで
  
- 3 水路測量の実施方法  
GNSSによる測位、音響測深機による測深
  
- 4 航行船舶に対する安全措置
  - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第六条に定める標識を掲揚。
  - (2) 八管区水路通報に掲載